

日本大学における個人情報保護に関するガイドライン

（平成 17 年 3 月 29 日制定）
（平成 17 年 4 月 1 日施行）

学校法人日本大学（以下本大学という）は、個人情報の保護に関する法律その他関係法令に従い、個人情報の取扱いに関するガイドラインを次のとおり定めることにより、個人情報の保護を図るとともに、本大学の教育、研究、診療等の円滑な管理運営を行うものとする。

1 個人情報の保護に関する法律その他関係法令の遵守

本大学は、個人情報の保護に関する法律その他関係法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱う。

2 個人情報の定義

このガイドラインに定める個人情報とは、本大学の学生、生徒等及び保護者、保証人並びに役員・教職員、校友、本大学の入学志願者等並びに本大学附属病院に係る患者、その家族等並びにそれに準ずる者に関する情報で、本大学が業務上取得したもののうち、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。

3 責 務

本大学は、個人情報の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益及びプライバシーの侵害の防止について、必要な措置を講ずるよう努める。

本大学の役員・教職員等は、在職中も、退職後も職務上知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。

4 個人情報取得の制限

個人情報は、本大学の教育、研究、診療等諸業務に必要な範囲内で、利用目的を明確化して、公正、適法に取得する。

思想、信条、信教等の個人情報について、これらの基本的人権を侵害するおそれがある場合は、取得しない。

5 個人情報の利用

本大学が取得した個人情報は、取得に際して示した利用目的又はそれと合理的に関連性のある範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて利用する。

個人情報を第三者との間で共同利用し、又は個人情報の取扱いを第三者に委託する場合は、共同利用の相手方又は当該第三者について、個人情報の適正な利用の実現のための監督を行う。

6 個人情報の第三者への提供

本大学は、法令に定める場合を除き、個人情報を事前に本人の同意を得ないで、第三者に提供しない。

7 個人情報の適正な管理

本大学は、個人情報の内容の正確性、最新性を保つとともに、個人情報の漏えい、滅失、き損等の防止その他安全管理のために必要な措置を講ずる。

8 個人情報の開示等

本大学は、本人又はその代理人から当該個人情報について、開示、訂正、利用の停止及び消去等を求める請求があった場合には、法令に従い、別に定める個人情報管理者において適切に対応する。

9 組織体制

本大学は、個人情報の保護について適法な取扱い、管理（不服申立ての処理を含む）を実施するため、次の区分により個人情報保護委員会を置く。

(1) 本大学に理事長を委員長とする日本大学個人情報保護委員会を置く。

大学個人情報保護委員会は、委員長及び委員長の指名する者その他のものをもって構成する。総長は、必要に応じて委員会に出席することができる。

(2) 本部に常務理事（総務担当）を委員長とする本部個人情報保護委員会を置く。

本部個人情報保護委員会は、委員長及び本大学が任命する委員をもって構成する。

(3) 部科校にその長を委員長とする個人情報保護委員会を置く。

当該部科校の個人情報保護委員会は、委員長及び委員長が任命する委員をもって構成する。

- (4) 総合学術情報センターにその取り扱う個人情報データベースの管理その他を行う専門委員会を置くことができる。

校友情報については、別に定める校友情報管理委員会がその任に当たる。

1 0 規程等の制定

本大学は、このガイドラインを円滑に実施するため、個人情報保護に関する規程、内規、要項等を別に定めることができる。

1 1 教育研修等

本大学は、個人情報の適正な利用、保護を図るため、教職員等に対して必要な教育及び研修を行うものとする。

本大学は、その主催する活動に参加するボランティア、保護者が個人情報を取り扱う場合には、その参加者に対し説明会を行う等、その安全管理のために必要な措置について周知を図るものとする。

1 2 点検・評価及び見直し

本大学は、個人情報の取扱い、ガイドライン等について、継続的に点検・評価及び見直しを行い改善を図るものとする。

1 3 施行日

このガイドラインは、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。